

令和 8 年度
小曾根第 2 ポンプ場
自家発電設備実施設計業務

特記仕様書

豊中市上下水道局技術部
下水道施設課

第1条 一般事項

- (1) 本特記仕様書は、「令和8年度小曾根第2ポンプ場自家発設備実施設計業務」に適用するものとする。この仕様書に記載のない事項については、「終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託一般仕様書」によるものとする。
- (2) 受注者は、業務を行うに際し、ひとつずつ段階を踏み、作業の各段階で、発注者と協議を行い、了承を得て次の段階に進まなければならない。この時間等を考慮した作業工程で作業を行うこと。

第2条 業務の対象

1. 小曾根第2ポンプ場

- 1) 名 称 : 小曾根第2ポンプ場
- 2) 所 在 地 : 大阪市淀川区十八条3丁目地内
- 3) 計画概要は、下記のとおりとする。

計画概要

計 画 雨 水 量	合流式	全体計画	事業計画
	計画汚水量 (m ³ /秒)	11.863	11.863
ポンプ場 概 要	立軸斜流ポンプ : 揚水量 228m ³ /分 2台 揚水量 144m ³ /分 1台 揚水量 144m ³ /分 2台 (1台予備) 揚水量 23.64m ³ /分 2台 (1台予備)		

第3条 業務の内容

ポンプ場又は処理場の基本設計及び詳細設計の対象範囲は下記及び別表1による。なお、改築実施設計業務においては、基本設計を改築実施設計（基本設計）、詳細設計を改築実施設計（詳細設計）と読み替える。

＜別表1に関する注意事項＞

注1）設計協議及び現地調査の実施について

発注者が求める最低限度の回数を別表1に示す。これによりがたい場合は監督職員との協議による。

※各項目においては管理技術者のほか本業務の遂行に必要な職種の技術者が実施することを想定している。

注2）改築実施設計（詳細設計）における改築レベルの区分は以下の通りとする。

改築レベル		レベル区分の説明	
		土木・建築	機械・電気
レベル1		該当なし	処理方式、処理フロー及び維持管理方式の変更などに伴い、一連の主要設備を新たな仕様（機種、台数、能力、システムなど）へ変更し、改築を行う場合
レベル2	2-1	構造物、部屋などの用途変更及び耐震性能向上のための補強などによる荷重、躯体部の変更並びに法令基準等の改正対応に伴う改築を行う場合 【改築レベル2-1】 ○耐震性向上のための補強設計 ○部屋の用途変更 など 【改築レベル2-2】 ○設備改築等の荷重増による補強設計 ○標準法反応タンクを高度処理対応とするための躯体変更など	劣化した主要設備を最新の技術動向に対応した改築と、それに伴う関連設備（補機、電気設備等）の改築を行う場合
	2-2		
レベル3		劣化した付帯設備の単純な改築を行う場合	劣化した設備の仕様変更を伴わない単純な改築を行う場合

注3）土木設計、建築設計で、改築レベル2、構成部分：躯体が対象の施設について、設計内容・対象は以下のとおり。

1）設計内容

{躯体構造・機種・法令基準等の変更に係る設計、耐震補強に係る設計}

2）設計対象

{躯体のみ、躯体及び杭}

第4条 基本的な考え方

- 1) 設計対象施設に関する事業計画等について十分に確認すること。
- 2) 省エネルギーを考慮した施設となるよう施設・設備を検討すること。
- 3) 将来の増設、改築等を考慮した設計を行うこと。
- 4) 今回対象範囲すべてについて、現地調査を行い、更新内容を十分に検討した上で、詳細設計を行うこと。床荷重についても十分に検討すること。
- 5) 構造等は、現行の基準等を満足すること。基礎、仮設については、安全、かつ経済的な工法を選定すること。
- 6) 工期短縮やコスト縮減について提案すること。
- 7) 機器については、最適な機種・材質等を選定すること。
- 8) 各設備について維持管理上の影響を考慮し設置手順を検討し、整理すること。また、必要に応じて仮設計画も検討し、整理作成すること。
- 9) 機器・配管・配線等については、最適な場所・配置・ルート等を検討した上で設計すること。
- 10) 終末処理場、ポンプ場施設が建築基準法第18条に定める計画通知等の提出を要する建築物（建築設備、工作物を含む）である場合は、これらの事務（手続き、提出及び「確認済証」の受け取り完了まで）は受注者が行うものとし、実施設計時に担当建築主事及び消防署等と十分に事前協議を行う。
また、計画通知の設計者欄に、設計を担当したもの全ての者（再委託者含む）の資格、氏名、建築事務所名を記載するものとする。
- 11) 機械設計、電気設計のみの業務であっても、機種変更等による荷重条件の変更や、コンクリート開口が必要となる場合、または防火区画箇所への干渉有無、その他改築に際して変更されることによる関係法令及び構造的な不備がないか土木・建築部門による確認を行うこと。
- 12) 受注者は、増設及び改築実施設計業務の実施にあたり、当該業務に係わる確認・検討事項（長寿命化計画、ストックマネジメント計画及び実施計画策定等の関連業務を含む）を監督職員と協議の上、その対応について報告するものとする。併せて、過去に実施された実施設計等で、増設及び改築事業にて対応及び検討を行うとされた事案の有無を確認し、必要に応じて検討を行い、本業務の設計に反映させるものとする。なお、協議・検討の結果については、検討書、議事録等に記載するものとする。
- 13) 受注者は、業務にあたって下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）における実証技術の導入が可能かどうか確認を行い、実証技術の導入に係る検討を行うこと。なお、確認、検討の結果を検討書等に記載するものとする。
- 14) その他、今回業務において監督職員が必要と認めたものについて、十分協議・検討すること。

第5条 土木設計

受注者は、土木関係の設計にあたり、秩序正しい業務を行わせるものとし、担当者は相当の経験のあるものとする。

第6条 建築設計

- (1) 受注者は、建築関係の設計にあたり、総括責任者及び部門別責任者をもって秩序正しい業務を行わせるものとし、各責任者は次に示すものとする。

建築総括責任者	担当する部門に関し相当の経験のあるものとする。
建築機械設備部門責任者	同上
建築電気設備部門責任者	同上

- (2) 総括責任者は、管理技術者と協議し担当業務の全般にわたり技術的監理を行い、受注者の職員とする。
- (3) 部門別責任者は総括責任者の指示に従い、担当部門の技術的監理を行い、監督職員の主催する打合せ会議に必要な応じて出席する。
- (4) 建築関連の構造計算にあたっては、国土交通大臣の認定を受けた構造計算プログラムを使用するものとする。また、大臣認定取得のため性能評価申請中の構造計算プログラムなど、認定以外のプログラムを使用する場合は監督職員と協議する。

第7条 提出図書の部数の変更 (あり なし)

提出部数の変更がある場合は、一般仕様書に示す図書のうち、次の提出図書の部数を変更する。

提出図書名	提出部数

第8条 一括再委託等の禁止

契約書第7条第1項にかかる、再委託できない主たる部分は以下のとおりとする。また、第2項の再委託できない指定部分、及び第3項の承諾を要しない再委託可能な軽微な部分は以下のとおりとする。

【主たる部分】

業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
解析業務における手法の決定及び技術的判断

【指定部分】

なし

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、計算処理、原稿のワープロ打ち、トレース、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第9条 業務に関して発注者で準備できる資料

- 1) 完成図書
 - ① 土木・建築
 - ② 機械
 - ③ 電気
- 2) 各施設の運転記録、帳票等

【別表 1】 設計対象施設

1. 小曽根第2ポンプ場（基本設計）
(1) 設計対象施設と設計範囲

◎ 設計対象施設
ただし、○ 図書等作成業務のみの場合
△ 工事設計書作成業務のみの場合
□ その他の場合（作業項目の一部を実施）

設計工種		土木設計				建築設計				機械設計				電気設計				適用			
設計対象施設	新增改区分	設計対象水量 (㎥/秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (㎥/秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (㎥/秒)	改築レベル	構成部分	小分類	設計範囲	設計対象水量 (㎥/秒)	改築レベル	構成部分		小分類	設計範囲	
沈砂池・ポンプ室	改築	11.863	2-2	躯体	□	11.863	2-2	躯体	□	5.588	2	ポンプ設備	ポンプ本体	□	5.588	2	特高受変電設備・受変電設備		□	排除方式に係る補正有	
				内部防食・防水				仕上げ等	□				原動機・減速機	□			自家発電設備		□		
				手摺・蓋類等				建築機械	□				燃料タンク設備、補機、配管弁類、ダクト等	□			制御電源及び計装用電源設備				
								建築電気	□			ゲート設備	ゲート設備				負荷設備	ポンプ本体	□		
													揚砂設備					原動機・減速機	□		
													除砂設備	沈砂洗浄機、分離機					燃料タンク設備、補機、配管弁類、ダクト等		□
														移送・貯留設備					ゲート設備		
																			揚砂設備		
													除塵設備	スクリーン、自動除塵機、破砕機					沈砂洗浄機、分離機		
												スクリーンかす洗浄機、スクリーンかす脱水機						移送・貯留設備			
												移送・貯留設備						スクリーン、自動除塵機、破砕機			
																		スクリーンかす洗浄機、スクリーンかす脱水機			
														移送・貯留設備					計装設備		□
												監視制御設備						ポンプ本体	□		
																		原動機・減速機	□		
																		燃料タンク設備、補機、配管弁類、ダクト等	□		
																		ゲート設備			
																		揚砂設備			
																		沈砂洗浄機、分離機			
																		移送・貯留設備			
																		スクリーン、自動除塵機、破砕機			
																		スクリーンかす洗浄機、スクリーンかす脱水機			
																		移送・貯留設備			

項目		回数
設計協議	第一回打合せ	1.0
	中間打合せ	3.0
	最終打合せ	1.0
現場調査		1.0

土木設計： 原動機等更新に伴う荷重計算を含む

建築設計： 発電機室とポンプ室を隔てるための壁設置に関する検討（自家発電設備の維持管理を考慮する）、施設全体の給換気設備能力及び配置検討、騒音対策検討、地下タンク増設又は更新検討、それらに係る消防協議、既存構造物における新設開口の検討を含む（耐震計算は含まない）

機械設計： No.3雨水ポンプ及び原動機の更新（容量増加含む）、No.4雨水ポンプ長寿命化及び電動機から原動機への更新、No.6,7雨水ポンプ設備撤去、ポンプ井排水ポンプ設置、燃料小出槽に関する検討を含む

電気設計： 機械設備更新等に伴う電気設備更新及び撤去、自家発電設備の更新、No.3雨水ポンプの容量増加及びNo.4雨水ポンプの電動機から原動機への更新に伴う受変電設備に関する検討を含む